

議員報酬の改定案

	改定率	算出基礎
案	4.42%	議長：3.06% 国の一般職俸給表（10級4号給）の改定率【R7：2.80%、R6：0.26%、R5~3：0%】 副議長：4.81% 市の一般職給与表（7級）の改定率【R7：2.83%、R6：1.50%、R5：0.48%、R4~3：0%】 議員：5.38% 市の一般職給与表（6級）の改定率【R7：2.88%、R6：1.90%、R5：0.60%、R4~3：0%】

職名	現行額	改定案	差額	改定率	県内	類似
議長	530,000	546,000	16,000	3.02%	↑12 (15)	→5 (5)
副議長	429,000	449,000	20,000	4.66%	→15 (15)	↑7 (9)
議員	398,000	419,000	21,000	5.28%	↑14 (15)	↑8 (11)

8,123,000 7,699,000

【改定案の考え方】

前回の会議において、案1～案4について審議いただいた結果、案1又は案2程度の改定率で、議長、副議長、議員で改定率に差をつけた方がよいとの意見が出されました。

案2の考え方をもとに各役職において改定率に差を設けるにあたり、根拠を示すことができる改定率として、次のとおりとしました。

- 議員 案2の算出基礎とした市の給料表の課長級（6級）における平均改定率とする。
- 副議長 市の給料表の参事級（7級）における平均改定率とする。
- 議長 市の給料表に該当する金額がないため、国の給料表における10級4号給の平均改定率とする。